

枕崎市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 枕崎市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を協議することを目的として設置し、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）に定める地域公共交通会議を兼ねるものとする。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化・再生法」という。）第6条第1項の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関する事項
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等（自家用有償旅客運送を含む。）の旅客輸送の確保、旅客の利便の増進及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号。以下「補助要綱」という。）第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通確保維持改善計画（以下「確保維持改善計画」という。）の策定及び実施に関する事項

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、枕崎市千代田町27番地に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 活性化・再生法に基づく交通計画、補助要綱に基づく確保維持改善計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 活性化・再生法に基づく交通計画、補助要綱に基づく確保維持改善計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 活性化・再生法に基づく交通計画、補助要綱に基づく確保維持改善計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 運送法に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送等の態様及び運賃・料金等に関する事項（自家用有償旅客運送を含む。）
- (5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の委員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 枕崎市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (4) 鉄道事業者

- (5) 公益社団法人鹿児島県バス協会の代表者又はその指名する者
 - (6) 一般社団法人鹿児島県タクシー協会の代表者はその指名する者
 - (7) 住民又は利用者を代表する者
 - (8) 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長又はその指名する者
 - (9) 一般旅客自動車運送事業者等の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
 - (10) 道路管理者又はその指名する者
 - (11) 枕崎警察署長又はその指名する者
 - (12) 鹿児島県知事又はその指名する者
 - (13) 枕崎市内において自家有償旅客運送（公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送）を実施している特定非営利活動法人等の運送団体
 - (14) 学識経験を有する者その他協議会の運営上必要と認める者
- 2 前項に規定する委員又は第 12 条に規定する事務局から、前項に規定する委員以外の者が協議会の運営に必要な申し出があった場合には、協議会での決議の上でその者をオブザーバーとして招致することができるものとする。

（任期）

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第 6 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 監事 2 名

- 2 会長は、枕崎市長又はその指名する者をもって充てる。

- 3 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する者をもって充てる。

（役員職務）

第 7 条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、出納監査を行い、その結果を会長に報告する。

（協議会の運営）

第 8 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円

滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 会長が緊急の決定を要する事案について会議を招集する時間的な余裕がないと認めるときは、第3項の議決は、委員の書面による賛否の結果をもってこれに代えることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(連絡・通報窓口)

第9条 地域公共交通に関する相談、苦情その他の事項に対応するため、連絡・通報窓口を枕崎市企画調整課に置く。

(協議結果の取扱い)

第10条 協議会において協議が調った事項について、協議会の構成員はその結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について、地域の取組、又は専門的な調査、検討を行うため、協議会に分科会を置くことができるものとする。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会における事務全般を所掌するため、協議会に事務局を置き、枕崎市企画調整課が担当する。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(会計)

第13条 協議会の収入及び支出に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第14条 協議会は、会議に出席した委員等に報酬及び費用の弁償を支給することができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額は、枕崎市報酬及び費用弁償条例に準じるものとする。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和3年4月13日から施行する。

別紙（第4条関係）

No.	所 属	職 名	委員区分	備 考
1	枕崎市	枕崎市長	第1号委員	会 長
2	鹿児島交通株式会社	乗合営業部長	第2号委員	
3	有限会社さくら交通	代表取締役	第3号委員	
4	有限会社グリーンタクシー 光タクシー株式会社	代表取締役	第3号委員	
5	九州旅客鉄道株式会社 鹿児島支社	副支社長	第4号委員	
6	公益社団法人 鹿児島県バス協会	専務理事	第5号委員	
7	一般社団法人 鹿児島県タクシー協会	専務理事	第6号委員	
8	枕崎市社会福祉協議会	会長	第7号委員	
9	枕崎市自治公民館連絡協議会	会長	第7号委員	
10	枕崎校区自治公民館連絡協議会	会長	第7号委員	
11	立神校区自治公民館連絡協議会	会長	第7号委員	
12	桜山校区自治公民館連絡協議会	会長	第7号委員	
13	金山校区自治公民館連絡協議会	会長	第7号委員	
14	別府校区自治公民館連絡協議会	会長	第7号委員	
15	枕崎市老人クラブ連合会	会長	第7号委員	
16	枕崎市身体障害者福祉協会	会長	第7号委員	
17	九州運輸局 鹿児島運輸支局	首席運輸企画専門官	第8号委員	
18	九州運輸局 鹿児島運輸支局	首席運輸企画専門官	第8号委員	
19	私鉄鹿児島交通労働組合	執行委員長	第9号委員	
20	九州地方整備局 鹿児島国道事務所	指宿維持出張所長	第10号委員	
21	鹿児島県 南薩地域振興局	建設総務課長	第10号委員	
22	枕崎市建設課	建設課長	第10号委員	
23	枕崎警察署	交通課長	第11号委員	
24	鹿児島県総合政策部交通政策課	陸上交通係長	第12号委員	
25	枕崎商工会議所	専務理事	第14号委員	
26	枕崎市観光協会	会長	第14号委員	
27	枕崎市福祉課	福祉課長	第14号委員	
28	枕崎市教育委員会	教育総務課長	第14号委員	